

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		現 行																									
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (茂原市立幼稚園の保育料等の減免措置に関する規則の廃止)</p> <p>2 茂原市立幼稚園の保育料等の減免措置に関する規則(昭和47年茂原市教育委員会規則第20号)は、廃止する。 <u>(子どものための教育・保育給付の円滑な実施に係る経過措置)</u></p> <p>3 別表中「8月」とあるのは、令和元年9月30日までに限り、「9月」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則(平成28年3月31日茂原市教育委員会規則第13号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年3月31日茂原市教育委員会規則第5号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第3条)</p>		<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (茂原市立幼稚園の保育料等の減免措置に関する規則の廃止)</p> <p>2 茂原市立幼稚園の保育料等の減免措置に関する規則(昭和47年茂原市教育委員会規則第20号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成28年3月31日茂原市教育委員会規則第13号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年3月31日茂原市教育委員会規則第5号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第3条)</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分</th> <th rowspan="2">保育料(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該年度分(4月から8月までにあ</td> <td>市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)	階層区分	定義	①	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	②	当該年度分(4月から8月までにあ	市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分</th> <th rowspan="2">保育料(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該年度分(4月から8月までにあ</td> <td>市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)	階層区分	定義	①	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	②	当該年度分(4月から8月までにあ	市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課	0円
各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)																									
階層区分	定義																										
①	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円																									
②	当該年度分(4月から8月までにあ	市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課	0円																								
各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)																									
階層区分	定義																										
①	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円																									
②	当該年度分(4月から8月までにあ	市町村民税非課税又は市町村民税所得割非課	0円																								

改正後				現 行			
	って、前年度分)	税			って、前年度分)	税	
③	の市町村民税の額 が次の区分に該当 する世帯	市町村民税所得割課税 額	7,000円	③	の市町村民税の額 が次の区分に該当 する世帯	市町村民税所得割課税 額	7,000円
④		市町村民税所得割課税 額	7,000円	④		市町村民税所得割課税 額	7,000円
⑤		市町村民税所得割課税 額	7,000円	⑤		市町村民税所得割課税 額	7,000円
		77,100円以下				77,100円以下	
		211,200円以下				211,200円以下	
		211,201円以上				211,201円以上	
備考				備考			
1 この表の②階層から⑤階層までの階層区分において地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。				1 この表の②階層から⑤階層までの階層区分において地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。			

附 則（令和X年X月X日茂原市教育委員会規則X号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表備考1の規定は、平成31年4月1日から適用する。